示案 新旧対照表 ○一、五○○ 囮帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術的条件を定める件(平成十九年総務省告示第三百九号)の一部を改正する告

拡散符号速度 2 1 (略) 九一五・七四以下を除八八四・五四以上一、二・七五四十二、 隣接チャネル 不要発射の強度の許容値は、 〇 五 (略) (略 (略 拡散符号 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの送信装置 九一五・七 八 八 四 • 九一五・七 0 周 周 八八四 Mz 以下を除く。) 速度が 波 波 漏えい電力の許容値は、 MHz 七 MHZ MHZ 以 以 下 上 Ŧi. 略 MHz MHz 以以 下上 数 数 以上一 毎 秒三・ 隣接チャネル漏えい電力の許容値 いて、任意の一個の帯域幅における平均電力離調周波数が一二・五個以上の周波数帯にお いて、任意の一 畑の帯域幅における平均電力離調周波数が二・二五 畑以上の周波数帯にお 任意の三〇〇㎞の帯域幅における平均電力が ベルとする。)以下の値 が(二)一三デシベル(一ミリワットを○デシ 八四メガチップの送信装置 (一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベ任意の三○○ 版の帯域幅における平均電力が ベルとする。)以下の値 が(二)一三デシベル(一ミリワットを○デシ ルとする。) 改 (一) 四一デシベル (一ミリワットを○デシベ 略 略 略) 次に定めるとおりとする。 正 次に定めるとおりとする。 不要発射の強度の許容値 不要発射の強度の許容 以下の 以下の値 案 値 拡散符号速度 2 1 九一九・六 ML以下を除 八八四・五 ML以上一、 一、○○○ ML以上一、 二、○○○ Mz 以上一八八四・五 Mz Mz 以上一、Mz Mz 以上一、Mz 以上一、 (略) 隣接チャネル 不要発射の強度の許容値は、 〇 五 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガ 拡散符号速度が毎秒三・ 略 (略) 略 ップの送信装置 九一九・六川以下八八四・五川以上 九一九・六四以下八八四・五四以上 周 周 Mz 以下を除く。) 波 波 、漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。 数 略 数 隣接チャネル漏えい電力の許容値 いて、任意の一 畑の帯域幅における平均電力離調周波数が二・二五 畑以上の周波数帯にお 任意の三〇〇 ㎞ の帯域幅における平均電力が ベルとする。)以下の値 が(一)一三デシベル(一ミリワットを○デシ いて、任意の一 皿の帯域幅における平均電力離調周波数が一二・五 凪 以上の周波数帯にお ベルとする。)以下の値 が(一)一三デシベル(一ミリワットを○デシ 八四メガ 任意の三〇〇㎞の帯域幅における平均電力が ルとする。)以下の値 現 (二) 四一デシベル (一ミリワットを○デシベ (一) 四一デシベル (一ミリワットを○デシベ (略) (略) (略) とする。)以下の値 次に定めるとおりとする。 チップの送信装置 不要発射の強度の許 不要発射の強度の許容値 行 (傍線部は改正部分) 容値

(略)											
(略)											
(略)										送信装置	プの無線局の
(略)	ミリワットを○デシベルとする。)以下の値任意の一 囮 帯域幅の平均電力が(二)二七デシベル(二	△ f は、藤凉碗の周筬数から週紀部域の最密りの諸男での部の周波数(単位MHz)とする。 「「 離調周波数が八・五 LE 以上一二・五 LE 未満の周波数 単位 MHz)とする。	_ [17+10× (Δf -7.5)] デシベル (1ミリワッ トを0デシベルとする。)	「れる以下の値」(日前の一)の帯域幅の平均電力が次式により求めらる)(日意の一)町の帯域幅の平均電力が次式により求めら)(4)離調周波数が七・WMHz以上八・五 Mi 未満の周波数帯	ユニットとする。) ▲ f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端ま での差の周波数(単位MHz)とする。	* ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	はらはいり質 任意の一 凪 の帯域幅の平均電力が次式により求めら 一 離調周波数が三・五 咄 以上七・五 咄 未満の周波数帯	「での光の周波数(単位MHz)とする。	『末冬以』の作 	2	ル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値任意の三○版の帯域幅の平均電力が(二)一四デシベ